



三重県公報

令和4年11月25日 (金)

第 366 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
756	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
757	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
758	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
759	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	2
760	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
761	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
762	特定農業用ため池の指定及び解除	(農 業 基 盤 整 備 課)	3
763	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	3
764	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	4
765	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
公 告			
	令和4年第2回三重県財政状況の公表	(財 政 課)	5
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	5

告 示

三重県告示第 756 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
泉内科・消化器内科	桑名市大字北別所 416 番地 1	令和 4 年 11 月 1 日
医療法人阿山共生会 河合診療所	伊賀市馬場 1128 番地	令和 4 年 10 月 3 日
フラワー薬局桑名北別所店	桑名市北別所字福地 416 番地 1	令和 4 年 11 月 1 日
あひる薬局	松阪市下村町 815-1	令和 4 年 11 月 1 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	令和 4 年 10 月 1 日
ウエルシア薬局イオンタウン伊勢ララパーク店	伊勢市小木町 538	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護ステーションあやめ松阪	松阪市高町 465-5 高町テナント B 棟	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 757 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市東町 1697 番地	所在地：名張市東町 1697 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
医療法人 阿山共生会 あやま訪問看護ステーション	伊賀市馬場 1122-2	所在地：伊賀市馬場 1128 番地	令和 4 年 10 月 3 日

三重県告示第 758 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人阿山共生会河合診療所	伊賀市馬場 1121-2	令和 4 年 10 月 2 日
小畑整形外科	三重郡川越町豊田 432	令和 4 年 9 月 30 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	令和 4 年 9 月 30 日

三重県告示第 759 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
泉内科・消化器内科	桑名市大字北別所 416 番地 1	令和 4 年 11 月 1 日
医療法人阿山共生会 河合診療所	伊賀市馬場 1128 番地	令和 4 年 10 月 3 日

フラワー薬局桑名北別所店	桑名市北別所字福地 416 番地 1	令和 4 年 11 月 1 日
あひる薬局	松阪市下村町 815-1	令和 4 年 11 月 1 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	令和 4 年 10 月 1 日
ウエルシア薬局イオンタウン伊勢ララパーク店	伊勢市小木町 538	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護ステーションあやめ松阪	松阪市高町 465-5 高町テナント B 棟	令和 4 年 10 月 1 日

三重県告示第 760 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市東町 1697 番地	所在地：名張市東町 1697 番地 1	令和 4 年 9 月 1 日
医療法人 阿山共生会 あやま訪問看護ステーション	伊賀市馬場 1122-2	所在地：伊賀市馬場 1128 番地	令和 4 年 10 月 3 日

三重県告示第 761 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人阿山共生会河合診療所	伊賀市馬場 1121-2	令和 4 年 10 月 2 日
小畑整形外科	三重郡川越町豊田 432	令和 4 年 9 月 30 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	令和 4 年 9 月 30 日

三重県告示第 762 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 3 年 8 月 26 日、同年 9 月 24 日、同年 10 月 29 日及び令和 4 年 7 月 22 日付けで特定農業用ため池を指定し、並びに同条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 29 日付けで特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、指定し、及び指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤整備課のホームページに掲載します。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 763 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所以なべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 764 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字蓮花寺字岩坂 1620 番 2 地先から 桑名市大字蓮花寺字岩坂 1643 番 2 地先まで	旧	33.6~66.4	70.0
	新	33.6~66.4	70.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市小川町字垣内田 921 番 3 地先から 亀山市小川町字垣内田 923 番地先まで	旧	4.8~7.4	44.2
	新	4.8~18.0	44.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山城跡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市東町一丁目 892 番 1 地先から 亀山市東町一丁目 895 番地先まで	旧	9.4~14.2	18.8
	新	9.4~25.7	18.8

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字春尻 1049 番地先から 鳥羽市浦村町字春尻 1058 番 2 地先まで	旧	4.2~14.3	31.9
	新	4.2~8.0	31.9

三重県告示第 765 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365号	四日市市下海老町 4518 番 1 地先から 四日市市下海老町 4483 番 3 地先まで	令和 4 年 12 月 5 日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市道伯町字天神下 2599 番地先から 鈴鹿市道伯町字天神下 2608 番 2 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日
県道 国府白子停車場線	鈴鹿市道伯町字天神下 2599 番地先から 鈴鹿市道伯町字天神下 2608 番 2 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日
県道 大台ヶ原線	多気郡大台町檜原字宮平 525 番 3 地先から 多気郡大台町檜原字宮平 521 番 1 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日
県道 奈良名張線	名張市薦生字庄田 455 番 2 地先から 名張市薦生字崎切 9 番 1 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日
県道 上友田円徳院線	伊賀市中友田字ゴロバク 1206 番 1 地先から 伊賀市中友田字ゴロバク 1216 番 1 地先まで	令和 4 年 12 月 5 日
県道 上笠間八幡名張線	名張市薦生字庄田 455 番 2 地先から 名張市薦生字崎切 304 番 1 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字片ビタ 1291 番 43 地先から 鳥羽市松尾町字片ビタ 1291 番 10 地先まで	令和 4 年 11 月 25 日

公 告

令和 4 年第 2 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一見勝之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
本郷 智明	四日市市	四日市市水沢町鞠ヶ原 4258-16
黒田アグリ 株式会社	三重郡菰野町	四日市市西村町小庵田 4592 ほか 3 筆
株式会社 伊勢ファーム	伊勢市	伊勢市西豊浜町コハゲ 305 ほか 31 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 11 月 25 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 11 月 7 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業地域

松阪市飯高町森

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
